

第7章 実施体制

1 国立公園管理に係る協議会等

(1) 国立公園の総合型協議会

既に市町村の首長、県の部長、国の出先機関の部長等で構成する満喫プロジェクト地域協議会が存在することから、同協議会を国立公園の課題を横断的に扱う総合型協議会に位置づけます。

(2) 各取組の推進に係る枠組

関係機関が主催する会議体も含めて、既存の枠組を積極的に活用します。各管理運営方針の重点施策を推進する関連枠組は、それぞれ次のとおりです。

ア 「世界に誇る自然環境と文化的景観の保全」に関する推進枠組

(ア) 重点施策 I - 1 法令による景観形成の推進

項目	内容	関連枠組
阿蘇山上エリアにおける景観上質化	・阿蘇山上エリア利用拠点計画実施報告書（令和2年2月策定）に基づく、阿蘇山上広場での廃屋撤去や跡地利用の推進や、草千里ヶ浜での景観上質化の取組の推進	・阿蘇山上観光復興推進会議
管理運営計画と連携した市町村景観計画の改定	・先導モデルとしての市町村景観計画の改定 ・先導モデルを踏まえた各市町村での景観計画改定	・阿蘇世界文化遺産登録推進協議会景観保全部会
重要文化的景観の選定	・重要文化的景観の選定等の推進	・阿蘇文化的景観マネジメント委員会
公園計画の点検	・公園区域、地種区分、利用施設計画変更の検討	—

(イ) 重点施策 I - 2 景観に配慮した公共工事の推進

項目	内容	関連枠組
公共工事における景観配慮	・世界文化遺産登録推進のための公共事業における景観配慮の推進	・阿蘇景観保全会議 ・阿蘇砂防事務所景観検討委員会

(ウ) 重点施策 I - 3 地域との協働による特徴的な自然環境の維持保全

項目	内容	関連枠組
草原の維持再生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生業による草原の維持管理の支援 ・ 公益機能保全のための多様な主体の参画による草原保全の仕組みづくり ・ オオキンケイギク等の特定外来生物の駆除 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 阿蘇草原再生協議会
ミヤマキリシマ群落の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開花状況の把握、保全対策の検討、対策実施状況の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ミヤマキリシマ保全対策連絡会議（仮称）
主要道路沿線や利用拠点におけるごみ清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・ やまなみハイウェイ、菊池阿蘇スカイライン等の主要道路沿線におけるごみ清掃 ・ 関係行政、地域住民との協働による一斉清掃 	<ul style="list-style-type: none"> ・ クリーン阿蘇協議会 ・ 菊池溪谷を美しくする保護管理協議会
希少植物の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立公園指定動植物制度や、関係条例による採取の規制、関係機関で連携したパトロールの実施等 ・ ハナシノブ保護区等での継続的な維持管理の実施 	<p style="text-align: center;">—</p>
登山道の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登山利用の安全確保や遭難防止対策としての維持管理情報の一元的な集約、共有及び発信 ・ 噴火警戒レベル等の変動に応じた適切な登山道の運用検討 ・ 管理者不在の登山道補修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 阿蘇くじゅう国立公園満喫プロジェクト阿蘇地域トレイル利用部会 ・ 阿蘇火山防災会議協議会 ・ 阿蘇山遭難事故防止対策協議会

イ 「自然資源等を活かした地域経済の振興」及び「自然資源を活かした持続可能な地域社会の形成」に関する推進枠組

項目		関連枠組
重点施策Ⅱ－１ 国立公園満喫プロジェクトの推進		・満喫プロジェクト地域協議会
重点施策Ⅱ－２ 農畜産業等の生業の振興		・阿蘇草原再生協議会（主に野草資源小委員会） ・阿蘇くじゅう国立公園満喫プロジェクト阿蘇地域草原利用部会
重点施策Ⅲ－１ 地域循環共生圏の構築		・阿蘇草原再生協議会（主に阿蘇草原再生情報戦略会議）
重点施策Ⅲ－２ 環境学習と普及啓発の実施		・阿蘇草原再生協議会（主に草原環境学習小委員会）
拠点施設の効果的な運営の推進	阿蘇山上VC	・阿蘇山上ビジターセンター運営協議会
	草原学習館	・阿蘇草原保全活動センター草原学習館運営会
	南阿蘇VC	・南阿蘇ビジターセンター運営協議会

2 計画期間

計画期間は具体的に定めないものの、改定のタイミングは10年程度を想定します。

ただし、10年の間に関連する計画の改定等が行われることも予想されることから、必要に応じて時点修正を行います。

1 国有財産の管理

(1) 阿蘇山上地区

中岳火口を含む山上一体に 626.7ha の国有地があり、環境省の所管地となっている。この所管地内に歩道、標識及び退避壕等が直轄で整備されており、国有財産となっている。

これらの国有財産の管理に当たっては、メダル、絵葉書等の販売、写真撮影及び観光案内を行うものに対し、1年毎に営業許可を与えているが、一代限りとして将来的には営業の終息が図られるようにする。

(2) 南阿蘇集団施設地区

環境省は、南阿蘇集団施設地区においては、熊本県から 31.7ha、高森町から 8.3ha の土地の借り上げを行っている。その一部 (2.4ha) を休暇村南阿蘇用の地として (一財) 休暇村協会に貸付しており、宿舎、園地、休憩所及び運動場が整備されている。

また、直轄で VC、野営場、園地及び運動場の施設整備を行っており、国有財産となっている。VC 及び野草園は、環境省、熊本県、高森町及び休暇村南阿蘇で構成される「南阿蘇ビジターセンター運営協議会」によって管理運営が行われている。野営場及び園地については、休暇村南阿蘇によって管理運営が行われている。

2 公園管理団体

令和 5 年度現在、阿蘇地域では、(公財) 阿蘇グリーンストック及び (一財) 自然公園財団の 2 団体が自然公園法第 50 条に基づく公園管理団体の指定を受けている。阿蘇グリーンストックは、全国で初めて公園管理団体の指定を受けた団体であり、野焼き支援ボランティアの運営や草原再生募金の事務局を担うなど、草原の維持・再生に欠かせない存在となっている。一方、自然公園財団は、草千里及び阿蘇山上駐車場で、公園利用者から徴収した駐車場料金を、公園施設の維持管理や清掃活動の財源に充てるなど、利用者負担の仕組みづくりをいち早く導入、実践している団体である。適切な公園管理のため、今後とも、両団体と連携を図っていく。

3 阿蘇地区パークボランティア

本団体は、当地域の快適利用を目的に平成 6 年に設置され、これまで、自然解説、利用者指導、美化清掃、動植物の保護など景観や自然環境の保全、自然環境に関する調査等の活動を行ってきた。令和 3 年度には、社会や地域の状況変化に伴い、今後パークボランティアに協力依頼したい活動内容を変更する必要性が生じたことから、活動運営基本計画を改定している。今後とも、適切な公園管理のため、阿蘇地域の公園管理上の課題にあった活動に対して協力を依頼していく。

4 管理運営計画に係る条例等

<景観法関係>

[熊本県景観条例](#)、[熊本県景観計画](#)、[くまもとカラーガイド（熊本県）](#)

[菊池市景観条例](#)、[菊池市景観計画（菊池市）](#)

[阿蘇市景観条例](#)、[阿蘇市景観計画（阿蘇市）](#)

[南小国町景観条例](#)、[南小国町景観計画](#)、[南小国農業振興地域整備計画（南小国町）](#)

[小国町景観条例（小国町）](#)

[産山村景観条例（産山村）](#)

[高森町景観条例](#)、[高森町景観計画（高森町）](#)

[南阿蘇村景観条例](#)、[南阿蘇村景観計画（南阿蘇村）](#)

<再生可能エネルギー関係>

[菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例（菊池市）](#)

[住みよい環境の里づくり条例（南小国町）](#)

[小国町地熱資源の適正活用に関する条例（小国町）](#)

[南阿蘇村地熱資源の活用に関する条例（南阿蘇村）](#)

[大津町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例（大津町）](#)

<重要文化的景観関係>

[熊本県文化財保護条例（熊本県）](#)

<自然環境保護>

[高森町自然環境保全要綱（高森町）](#)

[南阿蘇村自然環境保全条例](#)、[南阿蘇村自然環境保全地域指定（南阿蘇村）](#)

<その他、関連するガイドライン等>

[自然公園等施設技術指針（環境省）](#)

[自然公園における法面緑化指針（環境省）](#)

[阿蘇くじゅう国立公園ステップアッププログラム 2025（阿蘇くじゅう国立公園地域協議会）](#)

[阿蘇草原再生全体構想（第3期）（阿蘇草原再生協議会）](#)

[阿蘇サインガイドライン（公益財団法人阿蘇地域デザインセンター）](#)

[「阿蘇」の景観を守る宣言（阿蘇世界文化遺産登録推進協議会）](#)

5 管理運営計画策定検討会及び意見交換会構成員名簿

(1) 阿蘇くじゅう国立公園阿蘇地域管理運営計画策定検討会構成員

<p>検討委員 (50音順)</p>	<p>大森 洋子 久留米工業大学建築・設備工学科 教授 鈴木 康夫 東海大学観光ビジネス学科 教授 高橋 佳孝 阿蘇草原再生協議会 会長【座長】 樋口 明彦 九州大学大学院 工学研究院 准教授</p>
<p>行政機関</p>	<p>九州地方整備局熊本河川国道事務所 道路管理第一課 課長 九州地方整備局熊本河川国道事務所 阿蘇国道維持出張所 所長 九州農政局企画調整室 調整官 九州農政局農村振興部 都市農村交流課 課長 九州森林管理局計画保全部 計画課 課長 九州森林管理局 熊本森林管理署 総括森林整備官 熊本県文化企画・世界遺産推進課 課長 同自然保護課 課長、同地域振興課 課長 菊池市商工観光課 課長 阿蘇市観光課 課長、同住環境課 課長 大津町都市計画課 課長 南小国町まちづくり課 課長 小国町政策課 課長 産山村企画振興課 課長 高森町政策推進課 課長 南阿蘇村水・環境課 課長 同産業観光課 課長、同政策企画課 課長</p>
<p>関係団体</p>	<p>阿蘇ジオパーク推進協議会 事務局長 阿蘇地域世界農業遺産推進協会 事務局長 (公社) 熊本県観光連盟 理事長 (公財) 阿蘇グリーンストック 理事長</p>

(2) 阿蘇くじゅう国立公園阿蘇地域管理運営計画策定の審査基準改定に係る意見交換会 構成
団体

九州地方整備局熊本河川国道事務所 道路管理第一課
九州地方整備局熊本河川国道事務所 阿蘇国道維持出張所
九州森林管理局計画保全部 計画課
九州森林管理局 熊本森林管理署
熊本県文化企画・世界遺産推進課、同都市計画課
熊本県県北広域本部林務課
熊本県阿蘇地域振興局維持管理調整課、同林務課、同山地災害対策課
菊池市商工観光課
阿蘇市住環境課、同観光課、同教育課、同建設課
大津町都市計画課、同農政課
南小国町まちづくり課
小国町政策課
産山村企画振興課
高森町政策推進課
南阿蘇村水・環境課

